

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
◎総務部 総務課										
1	開示請求に対する決定	成田市情報公開条例	第11条第1項及び第2項	①有		①有		原則14日以内(延長規定あり)		総務部 総務課
2	手数料の還付承認	成田市情報公開条例	第18条第4項ただし書	①有		①有		3日		総務部 総務課
3	手数料の減免	成田市情報公開条例	第18条の2	①有		①有		3日		総務部 総務課
4	手数料の還付承認	成田市個人情報の保護に関する法律施行条例	第4条第2項ただし書	①有		①有		3日		総務部 総務課
5	手数料の減免	成田市個人情報の保護に関する法律施行条例	第5条	①有		①有		3日		総務部 総務課
6	手数料の還付承認	成田市行政不服審査法施行条例	第3条第2項ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			3日		総務部 総務課
7	手数料の減免	成田市行政不服審査法施行条例	第4条	①有		①有		3日		総務部 総務課
◎総務部 行政管理課										
8	指定管理者の指定	成田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例	第6条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			150日～180日		総務部 行政管理課
◎総務部 管財課										
9	行為の許可	成田市庁舎管理規則	第8条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1～5日		総務部 管財課
10	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		総務部 管財課
◎総務部 危機管理課										
11	設置の決定	成田市防災行政無線線戸別受信機管理規則	第4条	①有		①有		10日		総務部 危機管理課
◎財政部 市民税課										
12	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1～5日		財政部 市民税課
13	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1～5日		財政部 市民税課
◎財政部 資産税課										
14	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1～5日		財政部 資産税課
15	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1～5日		財政部 資産税課
◎財政部 納税課										
16	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1～5日		財政部 納税課
17	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1～5日		財政部 納税課
◎空港部 空港対策課										
18	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		空港部 空港対策課
19	使用の許可	成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例	第5条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1日		空港部 空港対策課
20	使用の許可	成田市荒海共生プラザの設置及び管理に関する条例	第8条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1日		空港部 空港対策課
◎シティプロモーション部 観光プロモーション課										

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
21	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
22	駐車料金の減免	成田市駐車場の設置及び管理に関する条例	第10条	①有		①有		1～5日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
23	定期駐車料金の還付承認	成田市駐車場の設置及び管理に関する条例	第11条ただし書	①有		①有		1～5日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
24	定期駐車許可	成田市駐車場の設置及び管理に関する条例	第14条第1項	①有		①有		1～5日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
25	行為の許可(変更許可を含む。)	成田市さくらの山の設置及び管理に関する条例	第8条第1項及び第2項(第10条第2項において読み替える場合を含む。)	①有		①有		10日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
26	観光物産館の使用の許可	成田市さくらの山の設置及び管理に関する条例	第10条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1～5日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
27	使用料の減免	成田市さくらの山の設置及び管理に関する条例	第14条	①有		①有		10日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
28	使用料の還付承認	成田市さくらの山の設置及び管理に関する条例	第15条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			14日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
29	使用の許可	成田市観光館の設置及び管理に関する条例	第7条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1～5日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
30	使用料の減免	成田市観光館の設置及び管理に関する条例	第9条	①有		①有		1～5日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
31	使用料の還付承認	成田市観光館の設置及び管理に関する条例	第10条ただし書	①有		①有		1～5日		シティプロモーション部 観光プロモーション課

◎シティプロモーション部 スポーツ振興課

32	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
33	学校施設の利用許可	学校施設の利用に関する規則	第3条第1項	①有		①有		1～4日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
34	使用の許可	成田市豊住ふれあい健康館の設置及び管理に関する条例	第8条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1～3日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
35	使用の許可	成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
36	使用料の減免	成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例	第10条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日～3日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
37	使用の許可	成田市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例	第7条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
38	使用の許可	成田市久住テニスコートの設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
39	使用の許可	成田市久住体育館の設置及び管理に関する条例	第7条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
40	使用の許可	成田市印東体育館の設置及び管理に関する条例	第7条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしている場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
41	使用の許可	成田市北羽鳥多目的広場の設置及び管理に関する条例	第8条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
42	使用の許可	成田市運動場の設置及び管理に関する条例	第8条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
43	使用の許可	成田市大栄B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
44	使用の許可	成田市大栄テニスコートの設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
45	使用の許可	成田市パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例	第7条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
46	使用の許可	成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例	第6条第1項	①有		①有		1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
47	使用料の減免	成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例	第11条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～3日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
48	使用料の還付承認	成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例	第12条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～3日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
49	使用の許可	成田市大栄野球場の設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
50	使用料の減免	成田市大栄野球場の設置及び管理に関する条例	第14条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～3日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
51	使用料の還付承認	成田市大栄野球場の設置及び管理に関する条例	第15条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～3日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
52	運動公園等施設の使用の許可	成田市都市公園条例	第27条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課

◎シティプロモーション部 文化国際課

53	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		シティプロモーション部 文化国際課
54	使用の許可	成田国際文化会館の設置及び管理に関する条例	第8条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～3日		シティプロモーション部 文化国際課
55	原状変更の許可	成田国際文化会館の設置及び管理に関する条例	第11条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		シティプロモーション部 文化国際課
56	使用の変更又は取消しの許可	成田国際文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則	第6条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～3日		シティプロモーション部 文化国際課
57	使用の許可	成田市文化芸術センターの設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～3日		シティプロモーション部 文化国際課
58	使用料の減免	成田市文化芸術センターの設置及び管理に関する条例	第11条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		シティプロモーション部 文化国際課
59	使用料の還付承認	成田市文化芸術センターの設置及び管理に関する条例	第12条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		シティプロモーション部 文化国際課

◎市民生活部 市民課

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
60	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1～5日		市民生活部 市民課
61	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1～5日		市民生活部 市民課
62	暗証番号の変更の承認	成田市住民基本台帳カードの利用に関する条例	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			即日		市民生活部 市民課
63	利用中止の承認	成田市住民基本台帳カードの利用に関する条例	第8条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			即日		市民生活部 市民課
64	継続利用の承認	成田市住民基本台帳カードの利用に関する条例	第10条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			即日		市民生活部 市民課

◎市民生活部 保険年金課

65	出産育児一時金の支給	成田市国民健康保険条例	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			20日		市民生活部 保険年金課
66	葬祭費の支給	成田市国民健康保険条例	第7条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			20日		市民生活部 保険年金課
67	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給	成田市国民健康保険条例	附則第5項	①有		①有		20日		市民生活部 保険年金課
68	一部負担金の減免	成田市国民健康保険条例施行規則	第16条	①有		①有		15日		市民生活部 保険年金課
69	受検の承認	成田市国民健康保険人間ドック受検費助成規則	第7条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		市民生活部 保険年金課
70	使用料等の減免	成田市国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例	第9条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			15日		市民生活部 保険年金課
71	延滞金の減免	成田市後期高齢者医療に関する条例	第6条第3項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			15日		市民生活部 保険年金課
72	受検の承認	成田市後期高齢者人間ドック受検費助成規則	第7条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		市民生活部 保険年金課

◎市民生活部 市民協働課

73	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7～10日		市民生活部 市民協働課
74	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		5日		市民生活部 市民協働課
75	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		5日		市民生活部 市民協働課
76	使用の許可	成田市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1日		市民生活部 市民協働課
77	使用料の減免	成田市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例	第11条	①有		①有		1～3日		市民生活部 市民協働課
78	使用料の還付承認	成田市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例	第12条ただし書	①有		①有		1～5日		市民生活部 市民協働課
79	使用の許可	成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例	第5条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1日		市民生活部 市民協働課

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
80	使用の許可	成田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	第9条第1項	①有		①有		1日		市民生活部 市民協働課
81	原状変更の許可	成田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	第11条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		市民生活部 市民協働課
82	駐車料金の減免	成田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	第14条(第17条第3項において準用する場合に限る。)	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			14日		市民生活部 市民協働課
83	駐車料金の還付承認	成田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	第17条第3項において準用する場合に限る。	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			14日		市民生活部 市民協働課
84	使用の許可	成田市中郷ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1日		市民生活部 市民協働課
85	原状変更の許可	成田市中郷ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例	第8条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		市民生活部 市民協働課
86	使用料の減免	成田市中郷ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例	第12条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			3日		市民生活部 市民協働課
87	使用料の還付承認	成田市中郷ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例	第13条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			5日		市民生活部 市民協働課

◎市民生活部 交通防犯課

88	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		市民生活部 交通防犯課
89	費用の免除	成田市自転車等の放置防止に関する条例	第12条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1週間		市民生活部 交通防犯課
90	駐輪場の利用許可	成田市自転車等の放置防止に関する条例	第14条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1週間		市民生活部 交通防犯課
91	使用料の免除	成田市自転車等の放置防止に関する条例	第15条第3項(第17条第4項で準用する場合を含む。)	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1週間		市民生活部 交通防犯課
92	使用料の還付承認	成田市自転車等の放置防止に関する条例	第15条第4項ただし書(第17条第4項で準用する場合を含む。)	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			3週間		市民生活部 交通防犯課
93	指定駐輪場の変更承認	成田市自転車等の放置防止に関する条例施行規則	第14条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1週間		市民生活部 交通防犯課
94	許可証等の再交付	成田市自転車等の放置防止に関する条例施行規則	第15条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1週間		市民生活部 交通防犯課
95	支援金の支給の決定	成田市犯罪被害者等支援条例	第9条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		市民生活部 交通防犯課

◎市民生活部 下総支所

96	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		市民生活部 下総支所
97	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1～5日		市民生活部 下総支所
98	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1～5日		市民生活部 下総支所

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
◎市民生活部 大栄支所										
99	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		市民生活部 大栄支所
100	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1～5日		市民生活部 大栄支所
101	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1～5日		市民生活部 大栄支所
◎環境部 環境対策課										
102	特定事業の許可	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	第7条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			60日		環境部 環境対策課
103	土質に関する許可	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	第8条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			60日		環境部 環境対策課
104	特定事業の変更許可	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	第12条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			60日		環境部 環境対策課
105	土質に関する変更許可	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	第13条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			60日		環境部 環境対策課
106	特定事業の譲受けの許可	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	第23条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			60日		環境部 環境対策課
107	地下水の採取の許可(吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が21平方センチメートル未満の揚水施設に係るものに限る。)	千葉県環境保全条例	第39条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		環境部 環境対策課
◎環境部 クリーン推進課										
108	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		環境部 クリーン推進課
109	手数料の減免	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第28条	①有		①有		5日		環境部 クリーン推進課
110	許可の更新	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第29条第2項	①有		①有		14日		環境部 クリーン推進課
111	許可証の再交付	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第30条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		環境部 クリーン推進課
112	事業系一般廃棄物の処理の承認	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	第10条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		環境部 クリーン推進課
113	産業廃棄物の処理の承認	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	第12条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		環境部 クリーン推進課
114	使用の許可	成田市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		環境部 クリーン推進課
◎環境部 環境衛生課										
115	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		環境部 環境衛生課
116	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1～5日		環境部 環境衛生課
117	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1～5日		環境部 環境衛生課

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
118	使用の許可	成田クリーンヒル多目的広場の設置及び管理に関する条例	第7条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		環境部 環境衛生課
119	使用の許可	成田市斎場の設置及び管理に関する条例	第8条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		環境部 環境衛生課
120	使用料の減免	成田市斎場の設置及び管理に関する条例	第12条	①有		①有		1日		環境部 環境衛生課
121	使用料の還付承認	成田市斎場の設置及び管理に関する条例	第13条ただし書	①有		①有		1日		環境部 環境衛生課
122	使用の許可	成田市霊柩車の運行及び祭具の貸出しに関する条例	第4条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		環境部 環境衛生課
123	使用料の減免	成田市霊柩車の運行及び祭具の貸出しに関する条例	第6条	①有		①有		1日		環境部 環境衛生課
124	使用料の還付承認	成田市霊柩車の運行及び祭具の貸出しに関する条例	第7条ただし書	①有		①有		1日		環境部 環境衛生課
125	使用の許可	成田市霊園の設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			3日		環境部 環境衛生課
126	許可書の書換え	成田市霊園の設置及び管理に関する条例	第7条	①有		①有		7日		環境部 環境衛生課
127	許可書の再交付	成田市霊園の設置及び管理に関する条例	第8条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			2日		環境部 環境衛生課
128	行為の承認	成田市霊園の設置及び管理に関する条例	第11条ただし書	①有		①有		2日		環境部 環境衛生課
129	使用権の承継の許可	成田市霊園の設置及び管理に関する条例	第14条第2項	①有		①有		5日		環境部 環境衛生課
130	使用料等の減免	成田市霊園の設置及び管理に関する条例	第22条	①有		①有		1日		環境部 環境衛生課
131	使用料等の還付承認	成田市霊園の設置及び管理に関する条例	第23条ただし書	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		環境部 環境衛生課
132	使用の許可	成田市愛玩動物葬祭施設の設置及び管理に関する条例	第8条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		環境部 環境衛生課
133	使用料等の減免	成田市愛玩動物葬祭施設の設置及び管理に関する条例	第12条	①有		①有		1日		環境部 環境衛生課
134	使用料等の還付承認	成田市愛玩動物葬祭施設の設置及び管理に関する条例	第13条ただし書	①有		①有		2日		環境部 環境衛生課
135	小規模専用水道の新設等の確認	成田市小規模水道条例	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		環境部 環境衛生課
136	施設検査	成田市小規模水道条例	第8条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		環境部 環境衛生課
137	手数料の減免	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第28条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			2日		環境部 環境衛生課
138	許可の更新	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第29条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			90日		環境部 環境衛生課

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
139	許可証の再交付	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第30条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		環境部 環境衛生課
◎福祉部 社会福祉課										
140	使用の許可	成田市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例	第7条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		福祉部 社会福祉課
◎福祉部 高齢者福祉課										
141	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			5日		福祉部 高齢者福祉課
142	費用徴収の猶予等	成田市老人福祉法施行細則	第9条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			10日		福祉部 高齢者福祉課
143	使用の許可	成田市赤坂ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		福祉部 高齢者福祉課
144	使用料の減免	成田市赤坂ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例	第11条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			3日		福祉部 高齢者福祉課
145	使用料の還付承認	成田市赤坂ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例	第12条ただし書	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1～5日		福祉部 高齢者福祉課
146	受給資格の認定	成田市ねたきり高齢者福祉手当支給条例	第4条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		福祉部 高齢者福祉課
147	変更の認定	成田市ねたきり高齢者福祉手当支給条例	第9条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			3日		福祉部 高齢者福祉課
148	受給資格の認定	成田市高齢者及び障害者介護者手当支給規則	第7条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			5日		福祉部 高齢者福祉課
149	受給資格の認定	成田市重度認知症高齢者介護手当支給条例	第6条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		福祉部 高齢者福祉課
150	変更の認定	成田市重度認知症高齢者介護手当支給条例	第8条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			3日		福祉部 高齢者福祉課
151	施術所の指定及び施設指定書の交付	成田市はり、きゅう、マッサージ等施設の利用に関する規則	第2条第1項から第4項まで	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5～7日		福祉部 高齢者福祉課
152	利用券の交付	成田市はり、きゅう、マッサージ等施設の利用に関する規則	第4条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		福祉部 高齢者福祉課
153	紙おむつの給付の決定	成田市高齢者及び障害者紙おむつ給付事業実施規則	第4条	①有		①有		5日		福祉部 高齢者福祉課
154	寝具乾燥サービスの利用の決定	成田市高齢者及び障害者寝具乾燥サービス実施規則	第5条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			5日		福祉部 高齢者福祉課
155	配食サービスの利用の決定	成田市高齢者及び障害者配食サービス実施規則	第5条	①有		①有		5日		福祉部 高齢者福祉課

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしている場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
156	配食サービス利用内容の変更決定	成田市高齢者及び障害者配食サービス実施規則	第7条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			5日		福祉部 高齢者福祉課
157	高齢者福祉電話の貸与の決定	成田市高齢者福祉電話の貸与に関する規則	第6条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		福祉部 高齢者福祉課
158	火災報知器の給付の決定	成田市独居高齢者等に対する火災報知器給付規則	第5条	①有		①有		30日		福祉部 高齢者福祉課
159	緊急通報装置の設置の決定	成田市緊急通報装置設置規則	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課
160	家族支援サービス事業の利用の決定	成田市徘徊高齢者等家族支援サービス事業実施規則	第6条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		福祉部 高齢者福祉課
161	基準該当訪問介護等事業者の登録及び登録更新	成田市基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録に関する規則	第4条及び第12条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課
162	基準該当訪問入浴介護等事業者の登録及び登録更新	成田市基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録に関する規則	第5条及び第12条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課
163	基準該当通所介護等事業者の登録及び登録更新	成田市基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録に関する規則	第6条及び第12条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課
164	基準該当短期入所生活介護等事業者の登録及び登録更新	成田市基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録に関する規則	第7条及び第12条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課
165	基準該当福祉用具貸与等事業者の登録及び登録更新	成田市基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録に関する規則	第8条及び第12条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課
166	基準該当居宅介護支援等事業者の登録及び登録更新	成田市基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録に関する規則	第9条及び第12条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課

◎福祉部 障がい者福祉課

167	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～7日		福祉部 障がい者福祉課
168	受給資格の認定	成田市高齢者及び障害者介護者手当支給規則	第7条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
169	紙おむつの給付の決定	成田市高齢者及び障害者紙おむつ給付事業実施規則	第4条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
170	寝具乾燥サービスの利用の決定	成田市高齢者及び障害者寝具乾燥サービス実施規則	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
171	配食サービスの利用の決定	成田市高齢者及び障害者配食サービス実施規則	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしている場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
172	配食サービス利用内容の変更決定	成田市高齢者及び障害者配食サービス実施規則	第7条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
173	緊急通報装置の設置の決定	成田市緊急通報装置設置規則	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
174	家族支援サービス事業の利用の決定	成田市徘徊高齢者等家族支援サービス事業実施規則	第6条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
175	基準該当障害福祉サービス事業者の登録	成田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	第18条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7～21日間		福祉部 障がい者福祉課
176	基準該当通所支援事業者の登録	成田市障害児通所給付費等の支給及び基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則	第16条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7～21日間		福祉部 障がい者福祉課
177	更生訓練費の支給の決定	成田市更生訓練費支給規則	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
178	受給資格者の認定及び資格認定通知書の交付	成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例	第5条第2項	①有		①有		7日間		福祉部 障がい者福祉課
179	医療費の助成	成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例	第6条	①有		①有		30日(一括処理)		福祉部 障がい者福祉課
180	受給券の再交付	成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例	第9条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
181	受給券の更新	成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例	第10条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		福祉部 障がい者福祉課
182	受給資格の認定	成田市障害者福祉手当支給条例	第4条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
183	変更の認定	成田市障害者福祉手当支給条例	第9条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
184	入居の承認	成田市知的障害者生活ホーム入居等に関する規則	第4条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
185	日常生活用具給付等の決定	成田市日常生活用具給付等事業実施規則	第6条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7～14日間		福祉部 障がい者福祉課
186	給付の決定	成田市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規則	第6条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
187	点字図書の給付の決定	成田市点字図書給付事業実施規則	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
188	徴収金の減免等	成田市障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置等に関する規則	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
◎福祉部 介護保険課										
189	延滞金の減免	成田市介護保険条例	第8条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			15日		福祉部 介護保険課
190	保険料の徴収猶予	成田市介護保険条例	第9条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 介護保険課
191	保険料の減免	成田市介護保険条例	第10条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 介護保険課
192	第1号事業支給費の額の特例	成田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則	第6条	①有		①有		30日		福祉部 介護保険課
193	高額総合事業サービス費の支給(高額介護予防サービス費相当事業)	成田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則	第17条	①有		①有		30日間		福祉部 介護保険課
194	高額医療合算総合事業サービス費の支給(高額医療合算介護予防サービス費相当事業)	成田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則	第18条	①有		①有		30日間		福祉部 介護保険課
◎こども未来部 こども政策課										
195	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		こども未来部 こども政策課
◎こども未来部 子育て支援課										
196	利用の承諾	成田市子どもショートステイ事業実施規則	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		こども未来部 子育て支援課
197	受給資格の認定	成田市遺児等手当支給条例	第4条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		こども未来部 子育て支援課
198	助産の実施及び母子保護の実施の承諾	成田市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則	第3条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			未設定	②事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合	こども未来部 子育て支援課
199	母子生活支援施設の在所期間の延長	成田市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則	第7条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	②事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合	こども未来部 子育て支援課
200	徴収額の徴収猶予	成田市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則	第10条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			5日		こども未来部 子育て支援課
201	徴収額の減免	成田市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則	第11条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			5日		こども未来部 子育て支援課
202	利用の承諾	成田市産後ケア事業実施規則	第7条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			14日		こども未来部 子育て支援課
◎こども未来部 保育課										
203	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		こども未来部 保育課
204	入園の許可	成田市立大栄幼稚園の設置及び管理に関する条例	第4条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		こども未来部 保育課
205	預かり保育の許可	成田市立大栄幼稚園の設置及び管理に関する条例	第6条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			2日		こども未来部 保育課

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
206	預かり保育料の減免	成田市立大栄幼稚園の設置及び管理に関する条例	第12条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		こども未来部 保育課
207	送迎バス使用料の還付承認	成田市立大栄幼稚園の設置及び管理に関する条例	第13条ただし書	①有		①有		10日(退園の時期により30日程度)		こども未来部 保育課
208	保育所等の利用調整の決定	成田市保育の実施及び保育所等の利用調整等に関する規則	第4条第2項及び第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	③その他	こども未来部 保育課
209	保育料の減免	成田市保育所設置条例	第4条	①有		①有		20日		こども未来部 保育課
210	時間外保育の承諾	成田市立保育所時間外保育運営規則	第5条	①有		①有		20日		こども未来部 保育課
211	一時保育の承諾	成田市一時保育事業実施規則	第8条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		こども未来部 保育課
212	年末保育の承諾	成田市年末保育事業実施規則	第7条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			20日		こども未来部 保育課
213	入所の許可	成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例	第8条	①有		①有		5日から15日(新年度受付時)		こども未来部 保育課
214	延長保育の許可	成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例	第10条	①有		①有		5～15日		こども未来部 保育課
215	児童ホーム保育料の減免	成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例	第12条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5～15日		こども未来部 保育課

◎健康推進部 地域医療政策課

216	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	①有		①有		1～5日		健康推進部 地域医療政策課
217	使用料及び手数料の減免	成田市急病診療所の設置及び管理に関する条例	第6条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		健康推進部 地域医療政策課

◎健康推進部 健康増進課

218	養育医療の給付の決定	成田市低体重児の届出及び養育医療の給付等に関する規則	第3条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		健康推進部 健康増進課
219	養育医療の受給内容の変更の決定	成田市低体重児の届出及び養育医療の給付等に関する規則	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		健康推進部 健康増進課
220	養育医療費用の支給の決定	成田市低体重児の届出及び養育医療の給付等に関する規則	第7条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		健康推進部 健康増進課

◎経済部 商工振興企業立地課

221	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		経済部 商工振興企業立地課
222	使用の許可	成田市勤労会館の設置及び管理に関する条例	第6条第1項	①有		①有		即日		経済部 商工振興企業立地課

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
223	使用料の減免	成田市勤労会館の設置及び管理に関する条例	第9条	①有		①有		3日		経済部 商工振興企業立地課
224	使用料の還付承認	成田市勤労会館の設置及び管理に関する条例	第10条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			3日		経済部 商工振興企業立地課
225	駐車料金の減免	成田市駐車場の設置及び管理に関する条例	第10条	①有		①有		3日		経済部 商工振興企業立地課
226	融資の決定	成田市中小企業資金融資条例施行規則	第3条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		経済部 商工振興企業立地課
227	奨励金の交付	成田市企業立地促進条例	第3条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		経済部 商工振興企業立地課
228	事業者の指定	成田市企業立地促進条例	第5条、第7条及び第9条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		経済部 商工振興企業立地課

◎経済部 農政課

229	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			5日		経済部 農政課
230	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		14日		経済部 農政課
231	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1～5日		経済部 農政課
232	分担金の減免等	成田市営土地改良事業分担金徴収条例	第7条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			5日		経済部 農政課
233	使用の許可	成田市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例	第5条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		経済部 農政課
234	使用料の減免	成田市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例	第9条	①有		①有		5日		経済部 農政課
235	使用料の還付承認	成田市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例	第10条ただし書	①有		①有		15日		経済部 農政課

◎経済部 卸売市場

236	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		経済部 卸売市場
237	卸売業者の許可	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第8条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		経済部 卸売市場
238	営業及び事業の譲渡し等の認可	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第17条第1項及び第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			15日		経済部 卸売市場
239	仲卸業者の許可	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第22条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
240	買受人の承認	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第29条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
241	高機能物流事業者の許可	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第32条の3	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		経済部 卸売市場
242	関連事業者の許可	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第32条の12	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		経済部 卸売市場
243	販売方法変更の承認	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第34条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
244	卸売相手方変更の許可	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第37条第1項第1号	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1日		経済部 卸売市場
245	受託物品の確認	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第38条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
246	卸売代金の変更の確認	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第48条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
247	市場施設の使用の指定	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第51条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
248	買受人等以外の者に対する市場施設の使用の許可	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第51条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
249	用途変更、転貸等の許可	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第52条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
250	原状変更の許可	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第53条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
251	使用料の減免	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第58条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
252	臨時営業又は休業の承認	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例施行規則	第2条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
253	特殊取引単位変更の承認	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例施行規則	第33条第1項ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
254	販売条件変更の承認	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例施行規則	第46条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場

◎土木部 土木課

255	流水占用料等の還付承認	成田市準用河川流水占用料等条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			10日		土木部 土木課
256	流水占用料等の減免	成田市準用河川流水占用料等条例	第5条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			10日		土木部 土木課
257	延滞金の減免	成田市準用河川流水占用料等条例	第6条第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			10日		土木部 土木課
258	分担金の減免	成田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例	第5条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			10日		土木部 土木課

◎土木部 道路管理課

259	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		土木部 道路管理課
260	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1～5日		土木部 道路管理課
261	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1～5日		土木部 道路管理課
262	占用料の還付承認	成田市道路占用料条例	第4条ただし書	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		土木部 道路管理課
263	占用料の減免	成田市道路占用料条例	第5条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			10日		土木部 道路管理課
264	延滞金の減免	成田市道路占用料条例	第6条第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			15日		土木部 道路管理課
265	行為の許可	成田市法定外公共物管理条例	第4条第1項	①有		①有		10日		土木部 道路管理課
266	変更の許可	成田市法定外公共物管理条例	第5条	①有		①有		10日		土木部 道路管理課
267	占用料の還付承認	成田市法定外公共物管理条例	第9条ただし書	①有	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			10日		土木部 道路管理課

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
268	占用料の減免	成田市法定外公共物管理条例	第10条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			10日		土木部 道路管理課
269	延滞金の減免	成田市法定外公共物管理条例	第11条第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			15日		土木部 道路管理課
270	権利の譲渡等の許可	成田市法定外公共物管理条例	第17条第1項ただし書	①有	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			10日		土木部 道路管理課
◎土木部 建築住宅課										
271	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		土木部 建築住宅課
272	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1～5日		土木部 建築住宅課
273	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1～5日		土木部 建築住宅課
274	入居の決定	成田市営住宅条例	第8条(第42条の2及び第42条の7において準用する場合を含む。)	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			70日		土木部 建築住宅課
275	家賃の減免又は徴収猶予	成田市営住宅条例	第17条(第42条の2及び第42条の7において準用する場合を含む。)	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		土木部 建築住宅課
276	敷金の減免又は徴収猶予	成田市営住宅条例	第19条第2項(第42条の2及び第42条の7において準用する場合を含む。)	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		土木部 建築住宅課
277	敷金の還付承認	成田市営住宅条例	第19条第4項ただし書(第42条の2及び第42条の7において準用する場合を含む。)	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		土木部 建築住宅課
278	駐車場の使用の決定	成田市営住宅条例	第45条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		土木部 建築住宅課
279	駐車場使用料の減免等	成田市営住宅条例	第48条第2項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			10日		土木部 建築住宅課
280	敷地の目的外使用の許可	成田市営住宅条例	第54条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			10日		土木部 建築住宅課
281	大規模建築物の接道幅の例外認定	千葉県建築基準法施行条例	第5条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
282	特殊建築物の路地状敷地の制限に関する例外認定	千葉県建築基準法施行条例	第7条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
283	学校等の接道幅の制限に関する例外認定	千葉県建築基準法施行条例	第8条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
284	4階以上に教室を設けることに関する例外認定	千葉県建築基準法施行条例	第12条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
285	興行場等の敷地と道路の関係に関する例外認定	千葉県建築基準法施行条例	第14条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
286	興行場等に係る規定の適用除外の認定	千葉県建築基準法施行条例	第22条の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
287	物販店の敷地と道路の関係に関する例外認定	千葉県建築基準法施行条例	第23条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
288	共同住宅等の周囲空地に関する例外認定	千葉県建築基準法施行条例	第39条第3項第2号	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
289	共同住宅等の主要出入口に関する例外認定	千葉県建築基準法施行条例	第40条第1項第2号	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
290	木造長屋の形態等に関する例外認定	千葉県建築基準法施行条例	第42条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
291	倉庫、車庫等の出入口に関する例外認定	千葉県建築基準法施行条例	第44条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
292	安全の確保等に係る基準のただし書の認定	千葉県建築基準法施行条例	第50条の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
293	日影による中高層の建築物の高さの制限のただし書の許可	千葉県建築基準法施行条例	第50条の4第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		土木部 建築住宅課
294	既存建築物に対する制限の緩和の認定	千葉県建築基準法施行条例	第51条第4項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
295	適合証の交付	千葉県福祉のまちづくり条例	第17条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課

◎土木部 下水道課

296	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		土木部 下水道課
297	排水設備の計画の確認(変更確認を含む。)	成田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	第7条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		土木部 下水道課
298	検査済証の交付	成田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	第9条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		土木部 下水道課
299	使用料の減免	成田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	第19条	①有		①有		5日		土木部 下水道課
300	工事又は補修の承認等	成田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	第22条	①有		①有		5日		土木部 下水道課
301	分担金の徴収猶予及び減免	成田市農業集落排水事業分担金徴収条例	第6条	①有		①有		5日		土木部 下水道課

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
302	排水設備等の計画の確認(変更確認を含む。)	成田市下水道条例	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 下水道課
303	排水設備指定工事店の指定(指定の更新を含む。)	成田市下水道条例	第6条第1項及び第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 下水道課
304	排水設備等の工事の検査及び検査済証の交付	成田市下水道条例	第7条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 下水道課
305	除害施設設置等の計画の確認(変更確認を含む。)	成田市下水道条例	第14条の4第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 下水道課
306	除害施設設置等の工事の検査及び検査済証の交付	成田市下水道条例	第14条の5	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 下水道課
307	使用料の減免	成田市下水道条例	第23条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			14日		土木部 下水道課
308	占用の許可	成田市下水道条例	第30条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 下水道課
309	指定工事店証の再交付	成田市下水道条例施行規則	第6条の4第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 下水道課
310	負担金の徴収猶予	成田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	第10条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 下水道課
311	負担金の減免	成田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	第11条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 下水道課
312	延滞金の減免	成田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	第15条第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			7日間		土木部 下水道課
◎都市部 都市計画課										
313	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1～5日		都市部 都市計画課
314	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1～5日		都市部 都市計画課
◎都市部 市街地整備課										
315	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		都市部 市街地整備課
◎都市部 公園緑地課										
316	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1～10日		都市部 公園緑地課
317	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1～10日		都市部 公園緑地課
318	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1～10日		都市部 公園緑地課

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
319	行為の許可(変更許可を含む。)	成田市都市公園条例	第3条第1項及び第3項(第22条において準用する場合を含む。)	①有		①有		10日		都市部 公園緑地課
320	使用料等の減免	成田市都市公園条例	第11条(第22条において準用する場合を含む。)	①有		①有		10日		都市部 公園緑地課
321	使用料等の返還承認	成田市都市公園条例	第12条ただし書(第22条において準用する場合を含む。)	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			14日		都市部 公園緑地課
322	許可期間の更新	成田市都市公園条例施行規則	第4条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		都市部 公園緑地課
323	許可地域等における許可(鉄道車両に係るものを除く。)	千葉県屋外広告物条例	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		都市部 公園緑地課
324	広告物等の許可(鉄道車両に係るものを除く。)	千葉県屋外広告物条例	第8条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		都市部 公園緑地課
325	許可の有効期間の決定	千葉県屋外広告物条例	第9条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		都市部 公園緑地課
326	許可の更新	千葉県屋外広告物条例	第9条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		都市部 公園緑地課
327	広告物等の変更及び改造の許可	千葉県屋外広告物条例	第10条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		都市部 公園緑地課

◎水道部 業務課

328	使用料の減免	成田市水道事業等行政財産使用料規程	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			15日		水道部 業務課
329	使用料の還付承認	成田市水道事業等行政財産使用料規程	第6条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			15日		水道部 業務課
330	延滞金の減免	成田市水道事業等行政財産使用料規程	第7条第3項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			15日		水道部 業務課

◎水道部 工務課

331	給水装置の新設等の承認	成田市水道事業給水条例	第4条(成田市簡易水道事業給水条例において準用する場合を含む。)	①有		①有		7日		水道部 工務課
332	設計審査及び工事検査	成田市水道事業給水条例	第6条第2項(成田市簡易水道事業給水条例において準用する場合を含む。)	①有		①有		設計審査7日 工事検査14日		水道部 工務課
333	給水装置工事事業者の指定	成田市指定給水装置工事事業者規程	第4条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		水道部 工務課
334	指定証の再交付	成田市指定給水装置工事事業者規程	第6条第4項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		水道部 工務課

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
335	指定の更新	成田市指定給水装置工事事業者規程	第6条の2	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		水道部 工務課
◎議会事務局										
336	開示請求に対する決定	成田市議会の個人情報の保護に関する条例	第24条	①有		①有		開示請求があった日から30日以内(第25条第1項)		議会事務局
337	手数料の減免	成田市議会の個人情報の保護に関する条例	第30条第2項後段	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			3日		議会事務局
338	訂正請求に対する決定	成田市議会の個人情報の保護に関する条例	第34条	①有		①有		訂正請求があった日から30日以内(第35条第1項)		議会事務局
339	利用停止請求に対する決定	成田市議会の個人情報の保護に関する条例	第41条	①有		①有		利用停止請求があった日から30日以内(第42条第1項)		議会事務局
◎農業委員会事務局										
340	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1～5日		農業委員会事務局
341	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1～5日		農業委員会事務局
◎教育部 教育総務課										
342	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1～5日		教育部 教育総務課
343	学校施設の利用許可	学校施設の利用に関する規則	第3条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1～4日		教育部 教育総務課
◎教育部 学校施設課										
344	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1～5日		教育部 学校施設課
◎教育部 教育指導課										
345	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	①有		①有		1～5日		教育部 教育指導課
◎教育部 学校給食センター										
346	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1～5日		教育部 学校給食センター
◎教育部 生涯学習課										
347	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		教育部 生涯学習課
348	使用の許可	成田市生涯大学校の設置及び管理に関する条例	第5条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
349	使用料の減免	成田市生涯大学校の設置及び管理に関する条例	第10条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
350	使用料の還付承認	成田市生涯大学校の設置及び管理に関する条例	第11条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
351	使用の許可(変更許可を含む。)	成田市生涯学習会館の設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
352	使用料の減免	成田市生涯学習会館の設置及び管理に関する条例	第11条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
353	使用料の還付承認	成田市生涯学習会館の設置及び管理に関する条例	第12条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
354	行為の許可	成田市三里塚御料牧場記念館の設置及び管理に関する条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
355	行為の許可	成田市下総歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
356	行為の許可	成田市滑河文化財保存展示施設の設置及び管理に関する条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
357	使用の許可	成田市滑河文化財保存展示施設の設置及び管理に関する条例	第7条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
358	使用料の減免	成田市滑河文化財保存展示施設の設置及び管理に関する条例	第12条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
359	使用料の還付承認	成田市滑河文化財保存展示施設の設置及び管理に関する条例	第13条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
360	使用の変更又は取消し	成田市滑河文化財保存展示施設の設置及び管理に関する条例施行規則	第6条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
361	現状変更等の許可	成田市文化財の保護に関する条例	第13条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日間		教育部 生涯学習課
362	使用の許可(変更許可を含む。)	成田市美郷台地区会館の設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
363	使用料の減免	成田市美郷台地区会館の設置及び管理に関する条例	第11条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
364	使用料の還付承認	成田市美郷台地区会館の設置及び管理に関する条例	第12条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
365	現状変更等の許可(千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則第3条第1項に規定する現状の変更及び保存に影響を及ぼす行為に係るものに限る。)	千葉県文化財保護条例	第38条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1カ月間		教育部 生涯学習課

◎教育部 公民館

366	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		教育部 公民館
367	使用の許可	成田市公民館の設置及び管理に関する条例	第7条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日(ただし、利用登録がされている団体については1日)		教育部 公民館
368	使用料の減免	成田市公民館の設置及び管理に関する条例	第12条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日(ただし、利用登録がされている団体については1日)		教育部 公民館
369	使用料の還付承認	成田市公民館の設置及び管理に関する条例	第13条ただし書	①有		①有		14日程度		教育部 公民館

◎教育部 図書館

370	利用カードの交付	成田市立図書館の管理及び運営に関する規則	第9条第2項	①有		①有		1日		教育部 図書館
-----	----------	----------------------	--------	----	--	----	--	----	--	---------

【(条例適用)申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしている場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
371	集会室等の使用の許可	成田市立図書館の管理及び運営に関する規則	第27条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		教育部 図書館
372	販売行為等の許可	成田市立図書館の管理及び運営に関する規則	第35条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1日		教育部 図書館
◎消防本部 消防総務課										
373	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		消防本部 消防総務課
◎消防本部 予防課										
374	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		消防本部 予防課
375	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		消防本部 予防課
376	喫煙等の許可	成田市火災予防条例	第23条第1項ただし書	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		消防本部 予防課
377	タンクの水張検査等	成田市火災予防条例	第47条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		消防本部 予防課
◎消防本部 警防課										
378	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		消防本部 警防課